

様式第1（第2条関係）

第 年 月 日 号

美浜町長 様

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
請求に係る住民の範囲				
閲覧したい日	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後			
	※複数日にわたり閲覧を希望する場合は、初日を上段に記入し、それ以外の日をこの欄に記入してください。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

美浜町長 様

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲				
閲覧したい日	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後			
	※複数日にわたり閲覧を希望する場合は、初日を上段に記入し、それ以外の日をこの欄に記入してください。			

閲 覧 日 通 知 書

第 号
年 月 日

様

美浜町長 印

年 月 日付け 第 号の住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求に係る閲覧日は次のとおりです。

閲 覧 日	年 月 日 () 午前 ・ 午後
閲 覧 場 所	
担 当 課 等	電話

注 閲覧日当日は、この通知書及び貴機関の職員たる身分を示す証明書（当該身分証明書に本人の顔写真が貼付されていないときは、当該身分証明書及び運転免許証等の顔写真付きの身分証明書）を、閲覧者に持参させてください。

住民基本台帳閲覧申出書

美浜町長 様

年 月 日

申 出 者	氏 名	<small>(署名又は記名・押印が必要です)</small>
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
閲 覧 事 項 の 利 用 の 目 的	<small>(該当するものを○で囲んでください)</small> 統計調査 ・ 世論調査 ・ 学術研究 ・ その他 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <small>(○で囲んだものについて、具体的な内容を記入してください)</small>	
申 出 に 係 る 住 民 の 範 囲		
閲 覧 者	氏 名	
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
	持 参 す る 身 分 証 明 書 ※	<small>(該当するものを○で囲んでください)</small> 運転免許証 ・ パスポート ・ 住民基本台帳カード その他 ()
利 用 の 目 的 に 係 る 活 動 の 責 任 者	氏 名	
	住 所	
閲 覧 事 項 の 管 理 方 法	保管方法	
	廃棄方法	
	廃棄時期	年 月
閲 覧 し た い 日	年 月 日 () 午前 ・ 午後	
	<small>(複数日にわたり閲覧を希望する場合は、初日を上段に記入し、それ以外の日をこの欄に記入してください。)</small>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

《閲覧事項を調査研究に利用する場合のみ記入してください》

調査研究の実施体制		
調査研究の成果の取扱い	公表の有無	有 ・ 無
	公表する場合 公表の方法	
	公表時期	年 月

《委託を受けて閲覧の申出を行う場合のみ記入してください》

委託者の氏名 (法人の場合にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
委託者の住所 (法人の場合にあつては、 主たる事務所の所在地)	

- 注1 特別の申出がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない申出であるとみなします。
- 2 偽りその他不正の手段により閲覧をし、若しくはさせた者又は本申出に係る閲覧事項を利用の目的以外の目的のために利用し、若しくは本申出に係る申出者、閲覧者及び本申出と併せて閲覧事項取扱者申出書により申出を行い、承認を受けた者以外の者（以下「第三者」という。）に提供した者は、30万円以下の過料に処せられます。
- 3 注2の違反行為があつた場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為者に対して、閲覧事項が利用の目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することがあります。
この勧告にもかかわらず、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命じることがあります。
また、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、勧告を経ることなく、当該違反行為者に対して直ちに命令を発することもあります。
なお、これらの命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 4 網掛け部分の項目に記載した事項及び閲覧をした年月日は、所定の方法によりその内容を公表します。
- 5 ※の欄について、その他に該当する場合にあつては、別途閲覧者あてに照会書を送らせていただく場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

住民基本台帳閲覧申出書

美浜町長 様

年 月 日

申 出 者	名 称	
	代表者の氏名	(署名又は記名・押印が必要です)
	郵便番号	
	主たる事務所の所在地	
	電話番号	
共 同 申 出 者	名 称	
	代表者の氏名	(署名又は記名・押印が必要です)
	郵便番号	
	主たる事務所の所在地	
	電話番号	
閲 覧 事 項 の 利 用 の 目 的	(該当するものを○で囲んでください) 統計調査 ・ 世論調査 ・ 学術研究 ・ その他 ----- (○で囲んだものについて、具体的な内容を記入してください)	
申 出 に 係 る 住 民 の 範 囲		
閲 覧 者	氏 名	
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
	持参する 身分証明書 ※	(該当するものを○で囲んでください) 運転免許証 ・ パスポート ・ 住民基本台帳カード その他 ()

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

閲覧事項を 取り扱う者の範囲	範囲		
	利用の目的に 係る活動の責任者	役職名	
		氏名	
閲覧事項を 取り扱う者の範囲 (共同申出者)	範囲		
	利用の目的に 係る活動の責任者	役職名	
		氏名	
閲覧事項の 管理方法	保管方法		
	廃棄方法		
	廃棄時期	年 月	
閲覧事項の 管理方法 (共同申出者)	保管方法		
	廃棄方法		
	廃棄時期	年 月	
閲覧したい日	年 月 日 () 午前 ・ 午後		
	(複数日にわたり閲覧を希望する場合は、初日を上段に記入し、それ以外の日をこの欄に記入してください。)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

《閲覧事項を調査研究に利用する場合のみ記入してください》

調査研究の実施体制			
調査研究の実施体制 (共同申出者)			
調査研究の 成果の取扱い	公表の有無		有 ・ 無
	公表する 場合	公表の方法	
		公表時期	年 月

《委託を受けて閲覧の申出を行う場合のみ記入してください》

委託者の氏名 (法人の場合にあっては、 名称及び代表者の氏名)	
委託者の住所 (法人の場合にあっては、 主たる事務所の所在地)	

- 注1 特別の申出がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない申出であるとみなします。
- 2 偽りその他不正の手段により閲覧をし、若しくはさせた者又は本申出に係る閲覧事項を利用の目的以外の目的のために利用し、若しくは本申出に係る申出者、閲覧者及び閲覧事項を取り扱う者の範囲に属する者のうち本申出者が指定するもの以外の者に提供した者（以下「第三者」という。）は、30万円以下の過料に処せられます。
- 3 注2の違反行為があった場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為者に対して、閲覧事項が利用の目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することがあります。
- この勧告にもかかわらず、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命じることがあります。
- また、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、勧告を経ることなく、当該違反行為者に対して直ちに命令を発することもあります。
- なお、これらの命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 4 網掛け部分の項目に記載した事項及び閲覧をした年月日は、所定の方法によりその内容を公表します。
- 5 ※の欄について、その他に該当する場合にあっては、別途閲覧者あてに照会書を送らせていただく場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

誓約書

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に際し、次のとおり誓約します。

- 1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下「閲覧事項」という。）については、閲覧申出書に記載した「閲覧事項の利用の目的」以外には使用しません。
- 2 閲覧事項を閲覧者（及び閲覧事項取扱者申出書により指定した者）以外の者（以下「第三者」という。）に提供しません。
また、閲覧者（及び閲覧事項取扱者申出書により指定した者）にも、閲覧事項を第三者（申出者を除く）に提供させません。
- 3 閲覧事項に関して、閲覧者（及び閲覧事項取扱者申出書により指定した者）による漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 4 閲覧の際は、閲覧者に、美浜町職員の指示に従わせます。

美浜町長 様

年 月 日

申 出 者	氏 名	(署名又は記名・押印が必要です)
	住 所	

誓約書

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に際し、次のとおり誓約します。

- 1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下「閲覧事項」という。）については、閲覧申出書に記載した「閲覧事項の利用の目的」以外には使用しません。
- 2 閲覧事項を閲覧者及び閲覧申出書に記載した「閲覧事項を取り扱う者の範囲」に属する者のうち、指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に提供しません。
また、閲覧者及び閲覧申出書に記載した「閲覧事項を取り扱う者の範囲」に属する者にも、閲覧事項を第三者（申出者を除く）に提供させません。
- 3 閲覧事項に関して、閲覧者及び閲覧申出書に記載した「閲覧事項を取り扱う者の範囲」に属する者による漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 4 閲覧の際は、閲覧者に、美浜町職員の指示に従わせます。

美浜町長 様

年 月 日

申 出 者	名 称	
	代表者の氏名	(署名又は記名・押印が必要です)
	主たる事務所の所在地	

様式第8（第6条関係）

住民基本台帳閲覧申出に係る決定通知書

第 号
年 月 日

様

美浜町長 印

年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出について、次のとおり閲覧させることとしましたので、通知します。

閱 覧 日	年 月 日 () 午前 ・ 午後
閱 覧 場 所	
担 当 課 等	電話

注 閲覧日当日は、この通知書及び閲覧申出書に記載した身分証明書を、閲覧者に持参させてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

住民基本台帳閲覧申出に係る決定通知書

第 号
年 月 日

様

美浜町長 印

年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出について、次のとおり閲覧させないこととしましたので、通知します。

閲覧させない こととした理由	
担当課等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、美浜町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 1の異議申立てに対する決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 2の審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美浜町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号に規定する次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1） 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

閲覧事項取扱者申出書

年 月 日

美浜町長 様

氏名
住所

印

年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出に係る利用の目的を達成するためには、次の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要でありますので、申し出ます。

閲覧事項 取扱者	氏名	
	住所	
上記の者に閲覧事項 を取り扱わせる ことが必要な理由		

様式第 1 1 (第 7 条関係)

閲覧事項取扱者の申出に対する承認通知書

第 号
年 月 日

様

美浜町長 印

年 月 日付けの閲覧事項取扱者申出について、承認しましたので、通知します。

承認した 閲覧事項 取扱者	氏名	
	住所	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

閲覧事項取扱者の申出に対する不承認通知書

第 号
年 月 日

様

美浜町長 印

年 月 日付けの閲覧事項取扱者申出について、次のとおり承認しないこととしましたので、通知します。

承認しない こととした理由	
担当課等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、美浜町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 1の異議申立てに対する決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 2の審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美浜町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号に規定する次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1） 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

美浜町長 印

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

あなたを閲覧者として指定した 年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出について、次のとおり閲覧させることとしました。

閲覧日当日は、下記の回答書に署名・押印のうえ、あなたご自身が持参してください。

閱 覧 日	年 月 日 () 午前 ・ 午後
閱 覧 場 所	
担 当 課 等	電話

（ご注意）

- （1）回答書は必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。
- （2）回答書とあわせて、閲覧申出書に記載した身分証明書を持参してください。
- （3）回答書と身分証明書のどちらか一つでもない場合は、閲覧することができません。

年 月 日
回答書
<p>美浜町長 様</p> <p>年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">(住所)</p> <p style="text-align: center;">(氏名) 印</p>

閲覧転記用紙

No. _____

番号	住所	氏名	生年月日	性別
1				男・女
2				男・女
3				男・女
4				男・女
5				男・女
6				男・女
7				男・女
8				男・女
9				男・女
10				男・女
11				男・女
12				男・女
13				男・女
14				男・女
15				男・女
16				男・女
17				男・女
18				男・女
19				男・女
20				男・女

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

勧告書

第 号
年 月 日

様

美浜町長 印

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第8項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずることを勧告します。

なお、本勧告に基づき講じた措置を 年 月 日までに報告してください。

講ずるべき措置の内容		
勧告を行う理由		
勧告に係る責任者	役職名	
	氏名	
措置期限	年 月 日	

命令書

第 号
年 月 日

様

美浜町長 印

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条の2第8項の規定により、年 月 日付け 第 号で別添のとおり（当該勧告書の写しを添付）勧告したにもかかわらず、いまだ当該勧告に係る措置が講じられておらず、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認められますので、法第11条の2第9項の規定により、年 月 日までに、当該勧告に係る措置を講じるよう命じます。

なお、本命令に基づき講じた措置を年 月 日までに報告してください。

記

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、美浜町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 1の異議申立てに対する決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 2の審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美浜町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号に規定する次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1） 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

命令書

第 年 月 日 号

様

美浜町長 印

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第10項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずることを命じます。

なお、本命令に基づき講じた措置を 年 月 日までに報告してください。

講ずるべき措置の内容	
命令を行う理由	
措置期限	年 月 日

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、美浜町長に対して異議申立てをすることができます。
- 1の異議申立てに対する決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2の審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美浜町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号に規定する次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

報告徴収通知書

第 号
年 月 日

様

美浜町長 印

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第11項の規定により、次のとおり必要な報告を求めます。

報告すべき 事 項	
報告徴収を 行 う 理 由	
報 告 期 限	年 月 日

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、美浜町長に対して異議申立てをすることができます。
- 1の異議申立てに対する決定を経た後は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2の審査請求に対する裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美浜町を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において美浜町を代表する者は、美浜町長となります。）。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号に規定する次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第19（第15条関係）

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次のように公表する。

年 月 日

美浜町長

閲覧の請求をした 国又は地方公共団体 の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第20（第15条関係）

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次のように公表する。

年 月 日

美浜町長

閲覧の申出を行った者の氏名 (法人の場合にあっては 名称及び代表者等の氏名)	利用の目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。